

(別記様式3)

専任特例2号に関する届出書

令和 年 月 日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者 様

受注者 住所

氏名

専任特例2号の規定の適用を受ける監理技術者、及び監理技術者補佐の配置について、「1 配置要件」の全項目を確認のうえ、下記のとおり届け出ます。

1 配置要件

項目
(1) 兼務する工事との当初契約金額の合計が3億円以上でない。
(2) 兼務する工事が通年維持工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）ではない。
(3) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
(4) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。
(5) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
(6) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、当該工事を含め同時に2件までであること。
(7) 工事現場間の距離は、1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ現場間の移動時間がおおむね2時間以内であること（移動時間は片道に要する時間であり、移動手段は自動車に限定し、有料道路は使用しないこととする）。
(8) 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
(9) 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
(10) 監理技術者と監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
(11) 国、県及び他市町村が発注する工事を兼務する場合、発注者が兼務について承認していること。

2 当該工事に関する事項

工事名	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
監理技術者が行う業務内容	施工における主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程の立会、
監理技術者補佐が行う業務内容	監理技術者が行う業務のうち、上記以外のもの。
当初契約金額（税込）	円

3 兼務する工事に関する事項

発注機関名※1	(部署名： 連絡先 - -)
工事名	
施工場所	
現場間の移動時間※2	時間 分
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
当初契約金額（税込）	円
契約金額の合計	兼務する2工事の合計額は 円であり、3億円未満である。

【添付書類】

※1・特例監理技術者が兼務する工事のコリンズの写し等

- ・本市発注工事と国、県及び他市町が発注する工事を兼務する場合は、他発注者が本市発注工事との兼務を承認していることが分かる書類

※2 移動に要する所用時間が表示されるものを用いて算出し書面で提出すること（様式は自由）

以上